

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿4丁目32番22号

**大和小田急建設株式会社**

代表取締役社長 金久保 篤司

## 第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成27年6月25日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都新宿区西新宿2丁目7番2号<br>ハイアット リージェンシー東京 地下1階『白鳳』<br>(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第77期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および<br>計算書類報告の件   |

### 決 議 事 項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 当社と大和ハウス工業株式会社との株式交換契約承認の件 |
| 第2号議案 | 剰余金の処分の件                   |
| 第3号議案 | 取締役11名選任の件                 |

以 上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - (2) 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiwaodakyu.co.jp>) に掲載させていただきます。
  - (3) 法令および当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち計算書類の個別注記表ならびに株主総会参考書類の一部（大和ハウス工業株式会社の定款および最終事業年度の計算書類）につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiwaodakyu.co.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

### 1. 企業の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和策により円安・株高が進み、輸出環境の改善などを背景とした企業収益の向上により設備投資が緩やかに増加傾向となるなど、回復基調で推移いたしました。一方、消費増税前の駆け込み需要の反動による個人消費の減少が景気の押し下げ要因となるなど、依然として先行き不透明な状況のまま推移いたしました。

当社の主要事業であります建設業界におきましては、公共投資、民間設備投資ともに底堅く推移しておりますが、労働需給の逼迫による労務費の高騰や資材価格の高止まりの常態化など、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社は、受注拡大を目指し、ターゲットを絞った顧客、優位性のあるエリアの顧客、継続的取引のある顧客などへの提案営業の強化に注力するとともに、収益力の強化策として、現場力の強化、調達コストの低減、労務の確保などによる原価低減のほか、経費節減などに取り組んでまいりました。また、自社開発による不動産販売など不動産事業の強化に努めました。

この結果、当事業年度の受注工事高につきましては、建築工事、土木工事が共に増加したことから、前期比18.6%増の770億7百万円となりました。工事別内訳は、建築工事が約78%、土木工事が約22%であり、発注者別内訳では官公庁工事が約17%、民間工事が約83%であります。

完成工事高につきましては、期首手持工事高の増加などにより、前期比18.5%増の616億9千5百万円となりました。工事別内訳では、建築工事が約78%、土木工事が約22%であり、発注者別内訳では、官公庁工事が約10%、民間工事が約90%であります。

この完成工事高に不動産事業売上高48億3千8百万円（前期比35.6%減）を加えた総売上高は、前期比11.6%増の665億3千3百万円となりました。

営業損益につきましては、工事の採算性向上および不動産販売の利益の寄与により、前期比94.3%増の28億7千2百万円の営業利益となりました。経常損益につきましては、前期比72.1%増の30億2千7百万円の経常利益となりました。当期純損益につきましては、前期比51.6%増の17億1千8百万円の当期純利益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

(建築事業)

売上高につきましては、前期比32.7%増の481億6千7百万円となりました。営業損益につきましては、売上高の増加に加え、完成工事総利益率が上昇したことにより、10億5百万円の営業利益（前期は2億7千4百万円の営業損失）となりました。

(土木事業)

売上高につきましては、前期比14.3%減の135億2千7百万円となりました。営業損益につきましては、売上高が減少したものの、不採算工事の減少などにより、前期比418.7%増の2億8千8百万円の営業利益となりました。

(不動産事業)

売上高につきましては、販売事業、賃貸事業の減少により、前期比35.6%減の48億3千8百万円となりました。営業損益につきましては、前期比7.0%減の15億7千8百万円の営業利益となりました。

当事業年度における受注高・売上高は、次のとおりであります。

事業別	当事業年度受注高		当事業年度売上高	
	受注高	構成比	売上高	構成比
建築事業	百万円 60,318	% 78.3	百万円 48,167	% 72.4
土木事業	16,688	21.7	13,527	20.3
不動産事業	—	—	4,838	7.3
合計	77,007	100.0	66,533	100.0

当事業年度の主な受注工事につきましては、次のとおりであります。

大和ハウス工業株式会社 竜ヶ崎工場 建屋更新第2期工事 茨城県龍ヶ崎市  
 小田急電鉄株式会社 町田駅ビル地下1階諸設備他更新工事 東京都町田市  
 株式会社フジ・コーポレーション (仮称) フジ第3ロジスティックス新築工事 宮城県黒川郡  
 宮城県大原川河川災害復旧工事 宮城県石巻市  
 株式会社モリモト (仮称) 湯島3丁目計画新築工事 東京都文京区

当事業年度の主な完成工事につきましては、次のとおりであります。

大和ハウス工業株式会社	(仮称) つくば研究学園C-43街区 戸建開発事業 造成工事	茨城県つくば市
小田急電鉄株式会社	小田急経堂サービス付き高齢者向け住宅新築工事	東京都世田谷区
神奈川中央交通株式会社	相模原営業所峡の原操車所新築(建替)工事	神奈川県相模原市
株式会社アマダ	(仮称) アマダ福島工場新築工事	福島県二本松市
国土交通省東北地方整備局	館が森地区道路改良工事	岩手県宮古市

## ② 設備投資の状況

平成26年7月に賃貸用土地・建物(仙台市青葉区)を取得いたしました。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度は、特に記載すべき重要な資金調達は行っておりません。

## (2) 財産および損益の状況の推移

区 分	単 位	平成23年度 (第74期)	平成24年度 (第75期)	平成25年度 (第76期)	平成26年度 (当事業年度)
受 注	高 百万円	53,906	51,784	64,944	77,007
売 上	高 百万円	62,243	63,395	59,592	66,533
当期純利益又は純損失(△)	百万円	316	△198	1,133	1,718
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)	円	14.58	△9.13	52.21	79.17
総 資 産	百万円	54,353	55,731	51,107	56,163
純 資 産	百万円	11,328	11,443	12,701	15,083

(注) 当社は第76期より連結対象子会社が存在しなくなったため、当社単体の財産および損益の状況を記載しております。

なお、第75期までは連結の財産および損益の状況を記載しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

建設業を取り巻く経営環境は、政府の経済政策による景気の持ち直し、それに伴う民間設備投資の増加や東日本大震災復旧関連工事や国土強靱化関連工事等の公共投資の増加など建設需要が拡大し、人手不足が深刻化する中で発注元も工事を優先したことから受注の状況が好転いたしました。しかしながら、労務不足による労務費や資材等の高騰に伴う調達コストの上昇など、懸念材料もあり、利益の創出面では不透明な状況が続いております。当社においては、受注状況の改善に加え、業務改革の推進による組織力の強化や顧客視点に立った諸施策を徹底的に実践したことから売上総利益率が向上するなど、受注高・売上高・利益ともに前年度を上回り、成長を実現することができました。

今後も、より良い未来の構築をめざして変革を恐れず、新たな顧客価値を創造することを目指し、さらなる業務改革を進めてまいります。具体的には、建設事業においては、当社の優位性のあるエリアや得意分野における提案営業を強化し、お客様とより一層緊密な信頼関係を構築して特命受注化に繋げ、受注の拡大を図ってまいります。また、継続して現場力の強化による施工生産性の向上や調達コストの低減に取り組み現場力の強化を図るとともに、協力会社とのリレーションをより深化させ施工体制の安定化を図り、お客様の価値向上につながるサービスを提供してまいります。

不動産事業においては、取得済み開発物件の計画的売却により資金回収を進めるとともに、収益型物件の企画・開発・仲介等に注力し、開発事業を強化してまいります。

業務改革においては、原価低減および経費節減の取り組みを継続し、ITを活用して業務の効率化・平準化・迅速化を進め、生産性を向上させて間接部門のスリム化を図り、経営資源を事業部門へシフトするとともに、効率経営の徹底と収益性の改善を強力に推進してまいります。また大和ハウスグループとの共同調達等により、スケールメリットを活かした調達で原価の低減・圧縮を図るとともに、大和ハウスグループの一員として住宅部門の強みを積極的に取り入れ、その優位性を活かした高品質のサービスを提供してまいります。

CSR経営に関しては、内部統制システムの確実な運用、コンプライアンス体制のさらなる強化に努め、正確な情報と迅速な開示で経営の透明性を確保するとともにBCP体制をこれまで以上に充実させて事業継続の信頼性を高め、事業を通じて社会貢献できるよう尽力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社は主として建築事業、土木事業および不動産事業を営んでおります。なお、その他の関係会社（大和ハウス工業株式会社）から工事の一部を受注しております。

(6) 主要な営業所等（平成27年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 新 宿 区
横 浜 支 店	横 浜 市 西 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 千 種 区
大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区
東 北 支 店	仙 台 市 若 林 区

(7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
792名	△5名	43.9歳	18年6ヵ月

(注) 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,628百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,286
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,724
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,262

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 43,200,000株
- ② 発行済株式の総数 21,720,000株
- ③ 株主数 2,477名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社	7,168,000株	33.0%
小 田 急 電 鉄 株 式 会 社	2,360,255株	10.9%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIE N T S A C C O U N T E S C R O W	881,685株	4.1%
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	782,200株	3.6%
小 田 急 不 動 産 株 式 会 社	600,000株	2.8%
UBS AG LONDON A/C I P B S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T	575,000株	2.6%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	516,700株	2.4%
大 和 小 田 急 建 設 持 株 会	344,444株	1.6%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G ( F E - A C )	337,600株	1.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	280,300株	1.3%

(注) 持株比率は、自己株式（11,463株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	金久保 篤 司	
取締役副社長	岩 佐 誠	鉄道事業担当
取締役	藤 謙 一郎	経営管理本部長
専務執行役員		
取常務取締役	安 井 正 春	開発事業部長兼東北支店担当
取常務取締役	高 橋 年 秋	全社土木担当
取常務取締役	岩 井 茂	大阪支店長兼名古屋支店担当
取常務取締役		
取締役執行役員	鈴 木 康 夫	建築事業部長兼横浜支店担当
取締役執行役員	加 藤 次 雄	技術本部長
取締役執行役員	石 橋 俊 明	鉄道事業本部長
取締役	小 川 哲 司	大和ハウス工業株式会社代表取締役副社長
取締役	小 川 三 木 夫 道	小田急電鉄株式会社専務取締役執行役員
常勤監査役	青 木 重 道	
常勤監査役	中 村 剛	
監査役	後 藤 克 彦	株式会社フィスコ社外取締役
監査役	佐々木 幹 雄	大和ハウス工業株式会社常務執行役員

- (注) 1. 平成26年6月26日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、取締役 山木利満氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 小川哲司および取締役 小川三木夫の両氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役 青木重道、監査役 後藤克彦および監査役 佐々木幹雄の各氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 後藤克彦氏は、株式会社東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役 青木重道氏は、長年にわたり小田急電鉄株式会社およびその子会社で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。



② 当事業年度の取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	12名	168,409千円
監 査 役	4名	30,860千円
合 計 (うち社外役員)	16名 (6名)	199,269千円 (18,190千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役3名の使用人分給与21,900千円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月26日開催の第65回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第56回定時株主総会において年額32,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記には、平成26年6月26日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	小 川 哲 司	大和ハウス工業株式会社代表取締役副社長
	小 川 三 木 夫	小田急電鉄株式会社専務取締役執行役員
社 外 監 査 役	後 藤 克 彦	株式会社フィスコ社外取締役
	佐々木 幹 雄	大和ハウス工業株式会社常務執行役員

- (注) 1. 大和ハウス工業株式会社は、当社の株主であり、また同社は当社と同一の部類に属する事業を行うとともに、当社は同社との間に建設工事の受注等の取引があります。
2. 小田急電鉄株式会社は、当社の株主であり、また同社は当社と同一の部類に属する事業を行うとともに、当社は同社との間に建設工事の受注等の取引があります。
3. 株式会社フィスコと当社との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	小川 哲 司	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、必要に応じ、経営者としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。
社外取締役	小川三木夫	平成26年6月26日就任後に開催された取締役会11回すべてに出席し、必要に応じ、経営者としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	青 木 重 道	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに、また、監査役会13回すべてに出席し、必要に応じ、経営者としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	後 藤 克 彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、経営者としての豊富な経験と専門的知識および独立・客観的な立場から発言を行っております。
社外監査役	佐々木幹雄	平成26年6月26日就任後に開催された取締役会11回のうち10回に、また、監査役会10回すべてに出席し、必要に応じ、建築技術者としての専門的知識および独立・客観的な立場から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

定款第24条、第29条の規定による責任限定契約は締結いたしておりません。

ニ. 社外役員の報酬等の総額

事業報告における「2. 会社の現況に関する事項(3)役員に関する事項②当事業年度の取締役および監査役の報酬等の総額」の項に記載のとおりであります。

ホ. 子会社からの役員としての報酬等

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 爽監査法人
- ② 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

- ③ 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容  
株式交換に伴うフィナンシャル・デューデリジェンス業務。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行がある等会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役は、会社経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
- ロ. 取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令および定款に適合することを確保する。
- ハ. 代表取締役は、法令もしくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議および社内規則に従い業務を執行する。
- ニ. 取締役を含む役員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての大和ハウズグループ企業倫理綱領のほかコンプライアンスマニュアルを制定し、コンプライアンスマニュアルに違反する行為を未然に防ぐため、会社内部および外部に通報窓口を設ける。
- ホ. 役員員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。
- ヘ. 役員員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要な教育を実施する。
- ト. 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令および文書管理規則ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。
- ロ. 情報の不正使用および漏洩の防止のためのシステムを確立し、情報セキュリティ施策を推進する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のリスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
- ロ. リスク管理委員長は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。（大規模事故・災害・不祥事の発生時における緊急対策本部の設置等）
- ハ. リスク管理委員会の運営を司る部門として総務人事部内にリスク管理委員会事務局を設置する。
- ニ. リスク管理規程に基づき各部門にリスク管理責任者（リスク管理委員）を配置し、各部門において継続的にリスクを監視する。
- ホ. 監査部は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。
- ヘ. 会社に発生した、または発生する恐れのあるリスクを発見した役員員が直接リスク管理委員会に連絡できる内部通報窓口を設ける。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌、職務権限規則において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- ロ. 取締役会は、中期経営計画および本部・事業部・支店別の業績目標を設定し、代表取締役、取締役および執行役員がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
  - ハ. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役および執行役員の業務の執行状況について報告を行い、取締役および執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. 使用人を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての大和ハウズグループ企業倫理綱領のほかコンプライアンスマニュアルを制定し、コンプライアンスマニュアルに違反する行為を未然に防ぐため、会社内部および外部に通報窓口を設ける。
  - ロ. 役職員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。特に、独占禁止法の遵守については、遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。
- ⑥ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社には親会社および子会社が何れも存在しないため定めない。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助するため、会社業務組織から独立した専任組織として監査役室を設け、専任のスタッフ1名以上を配置する。
- ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役室のスタッフは、監査役の指示に従いその職務を行う。
  - ロ. 監査役室のスタッフの人事考課については、常勤監査役の報告を受けて行う。
  - ハ. 監査役室のスタッフの異動については、常勤監査役の意見を聴取して行う。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
  - ロ. 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
  - ハ. 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、または通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
  - ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
  - ハ. 監査部は、内部監査規則に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役との相互連携を図る。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部	千円	負 債 の 部	千円
<b>流動資産</b>	<b>36,168,244</b>	<b>流動負債</b>	<b>33,474,148</b>
現金預金	9,198,354	支払手形	2,956,510
受取手形	375,253	工事未払金	14,640,327
完成工事未収入金	19,862,639	短期借入金	10,056,000
販売用不動産	137,498	未払法人税等	879,526
未成工事支出金	921,737	未成工事受入金	2,716,439
不動産事業支出金	3,570,904	完成工事補償引当金	193,713
繰延税金資産	445,794	工事損失引当金	77,241
短期貸付金	110,194	賞与引当金	680,210
未収消費税等	1,217,919	その他	1,274,180
その他の貸倒引当金	△15,803	<b>固定負債</b>	<b>7,605,442</b>
<b>固定資産</b>	<b>19,995,119</b>	長期借入金	1,675,000
<b>有形固定資産</b>	<b>15,236,542</b>	退職給付引当金	3,484,660
建物・構築物	4,213,810	再評価に係る繰延税金負債	660,493
機械装置	50,976	繰延税金負債	1,148,242
車両運搬具	0	その他	637,045
工具器具・備品	74,383	<b>負債合計</b>	<b>41,079,591</b>
土地	10,834,361	<b>純資産の部</b>	
リース資産	63,010	<b>株主資本</b>	<b>13,022,947</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>17,209</b>	資本金	1,086,000
電話加入権	0	資本剰余金	1,561,846
ソフトウェア	17,209	資本準備金	1,561,846
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,741,366</b>	利益剰余金	10,377,852
投資有価証券	4,376,975	利益準備金	271,500
長期貸付金	20,805	その他利益剰余金	10,106,352
その他	343,585	固定資産圧縮積立金	3,991,601
		別途積立金	3,250,000
		繰越利益剰余金	2,864,751
		<b>自己株式</b>	<b>△2,752</b>
		評価・換算差額等	2,060,826
		その他有価証券評価差額金	1,325,129
		土地再評価差額金	735,696
<b>資産合計</b>	<b>56,163,364</b>	<b>純資産合計</b>	<b>15,083,773</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>56,163,364</b>

# 損 益 計 算 書

（自 平成26年 4月 1日）  
（至 平成27年 3月 31日）

項 目	金 額	千円
売 上 高		千円
完成工業事業売上高	61,695,549	
兼業事業売上高	4,838,118	66,533,668
売 上 原 価		
完成工業事業売上原価	56,966,461	
兼業事業売上原価	2,844,358	59,810,819
売 上 総 利 益		
完成工業事業総利益	4,729,088	
兼業事業総利益	1,993,760	6,722,848
販売費及び一般管理費		3,850,671
営業外収益		2,872,177
受取配当金	16,079	
受取配当金	93,582	
退職給付数理差異償却	36,041	
貸倒引当金戻入額	119,907	
雑業外収入	19,151	284,761
営業外費用		
支払利息	109,154	
シンジケートローン手数料	20,600	
雑支	100	129,854
経常利益		3,027,085
特別利益		
固定資産売却益	528	
ゴルフ会員権売却益	2,462	2,990
特別損失		
固定資産除売却損失	14	
減損損失	18,182	
訴訟和解金	141,167	
違約金損失	19,455	
未認識退職給付債務償却費用	288,239	
その他	4,000	471,058
税引前当期純利益		2,559,017
法人税、住民税及び事業税	894,000	
法人税等調整額	△53,680	840,320
当期純利益		1,718,697

## 株主資本等変動計算書

（自 平成26年 4月 1日）  
（至 平成27年 3月 31日）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			利益剰余金計			
		資本準備金	利益準備金	固定資産圧縮積立金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高 (千円)	1,086,000	1,561,846	271,500	3,871,477	2,750,000	1,918,141	8,811,118	△2,747	11,456,217	
当期変動額										
別途積立金の積立					500,000	△500,000	—		—	
剰余金の配当						△151,963	△151,963		△151,963	
当期純利益						1,718,697	1,718,697		1,718,697	
固定資産圧縮積立金の取崩				△73,751		73,751	—		—	
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				193,875		△193,875	—		—	
自己株式の取得								△4	△4	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計 (千円)	—	—	—	120,123	500,000	946,610	1,566,733	△4	1,566,729	
当期末残高 (千円)	1,086,000	1,561,846	271,500	3,991,601	3,250,000	2,864,751	10,377,852	△2,752	13,022,947	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高 (千円)	576,353	668,952	1,245,305	12,701,523
当期変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△151,963
当期純利益				1,718,697
固定資産圧縮積立金の取崩				—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				—
自己株式の取得				△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	748,776	66,744	815,520	815,520
当期変動額合計 (千円)	748,776	66,744	815,520	2,382,249
当期末残高 (千円)	1,325,129	735,696	2,060,826	15,083,773



独立監査人の監査報告書

平成27年 5月13日

大和小田急建設株式会社

取締役会 御中

爽 監査法人

代表社員 公認会計士 霧生 卓 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小高 正裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和小田急建設株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人兼監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

大和小田急建設株式会社監査役会

常勤監査役 青木重道 ㊟  
(社外監査役)

常勤監査役 中村 剛 ㊟

社外監査役 後藤克彦 ㊟

社外監査役 佐々木幹雄 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 当社と大和ハウス工業株式会社との株式交換契約承認の件

当社および大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」といいます。）は、平成27年2月6日開催の両社の取締役会において、大和ハウス工業が当社を完全子会社とするための株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認いただきたく存じます。

本株式交換の実施は、当社については、本総会の決議によるご承認を受けたうえで、大和ハウス工業については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに、平成27年8月1日を本株式交換の効力発生日（以下「本株式交換効力発生日」といいます。）として行う予定です。

なお、本株式交換効力発生日に先立ち、当社の株式は、株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東京証券取引所市場第一部」といいます。）において、平成27年7月29日付けで上場廃止（最終売買日は平成27年7月28日）となる予定です。

また、当社と大和ハウス工業の完全子会社である株式会社フジタは、本株式交換実施後の合併に向けた協議を行っております。

#### 1. 本株式交換を行う理由

当社は、明治2年10月に野村組として創業し、昭和46年11月に小田急グループへの参画、さらに平成20年4月には大和ハウスグループ（大和ハウス工業ならびにその子会社および関連会社を総称していいます。以下同じです。）に参画して以降、「人・街・暮らしの価値共創グループ」の一員として、建築事業、土木事業、不動産事業を展開しています。その中において、「第二次経営5ヵ年計画（2011年度～2015年度）」を策定し、『お客様に密着したサービス提供型総合建設業』を目指す企業像と定め、『Change Challenge Chance ～意識・行動を変え 挑戦することで チャンスに変える～』をスローガンに、当社の強みである分野・エリアを中心にソリューション営業を展開して、特命受注化を図り収益力を高めること、コアコンピタンスとなる技術・工法を確立し他社と差別化を図ること、さらには環境事業・再開発事業・土木リニューアル等への周辺事業領域の拡大を図り、各事業を強化することにより、持続的に成長・発展できる企業を目指して取り組んでまいりました。

一方、大和ハウスグループは、お客様と共に新たな価値を創り、活かし、高め、人が心豊かに生きる社会の実現を目指し、「人・街・暮らしの価値共創グループ」として、戸建住宅、賃貸住宅、マンション、住宅ストック、商業施設、事業施設といった生活基盤産業への総合的な事業を展開しています。その中において、「大和ハウスグループ 第4次中期経営計画 “3G&3S” for the Next Step」を策定し、国内経済における消費税増税とそれに付随して実施される一連の経済政策、東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ需要の高まりと経済波及効果、ASEAN経済統合を始めとした経済連携の進展等による市場の変動を『成長の加速』の機会として捉え、各コア事業領域の強化と海外への展開、多角化事業のコア事業との連携強化、グローバル社会に貢献する新商品やサービスの開発と発掘を基本方針とした大和ハウスグループの多様な収益源を活かした成長に取り組むことで、業容の拡大を図ってまいりました。

当社および大和ハウス工業は、平成20年3月11日付けプレスリリース「資本業務提携、子会社異動を伴う株式譲渡（小田急電鉄）、代表取締役の異動ならびに商号変更（小田急建設）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、大和ハウス工業の営業力や資材購買力などの経営ノウハウを取り入れるほか、受注機会の拡大を目的とし、また、大和ハウス工業は、建築工事に係る協力関係の構築および首都圏における営業基盤の強化を目的とし、平成20年3月11日、当社、大和ハウス工業および小田急電鉄株式会社（以下「小田急電鉄」といいます。）の間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、平成20年4月1日、大和ハウス工業は、小田急電鉄が保有する当社の普通株式の一部（7,168,000株、株式保有割合33.00%）を取得して、当社を持分法適用関連会社といたしました。また、本資本業務提携契約締結以降、当社および大和ハウス工業は、両社の連携を深め、営業力強化、技術力強化、原価低減活動等に取り組んでまいりました。

しかしながら、国内の建設業界を取り巻く環境は、震災復旧・復興工事にともなう公共工事が増加する中、労務費の高止まりや円安にともなう資材価格の高騰が続き、利益圧迫の要因となっております。また、近時においては、公共施設のインフラ整備や老朽対策等を進める、いわゆる国土強靱化計画による公共事業の増加や、東京オリンピック・パラリンピック開催決定による建設投資の増加が期待される一方、労務不足や建設コストの上昇に拍車がかかる可能性もあるなど、不透明な経営環境が続くものと思われまます。さらに長期的には、国内の建設投資は緩やかに逡減していくとの予測もあります。

このような中、当社および大和ハウス工業において、経営資源の最適化、経営の効率化を通じ、建設業界での成長力および競争力を一層強化させる必要があるとの認識が出てきたことから、従前より両社の企業価値向上のための施策について検討を重ねておりましたところ、平成26年12月に、大和ハウス工業より本株式交換について当社に申し入れ、その後、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、両社のさらなる企業価値向上のためには、顧客・不動産等に関する営業情報の交換による営業力強化、共同技術開発および技術交流による技術力強化、調達先等の相互活用等による原価低減活動等の施策をより一層強化しつつ、前述した建設業界における環境変化に備えるためには、当社を大和ハウス工業の完全子会社として意思決定の迅速化を図ることが、最善との判断に至ったものであります。よって、平成27年2月6日、両社の取締役会において、大和ハウス工業が当社を完全子会社とすることを目的として、本株式交換を実施することを決議いたしました。

なお、本株式交換後も小田急電鉄、当社および大和ハウス工業の三社は、各社の企業価値の向上に向け、各社間の信頼関係を基盤として、引き続き協力関係を維持する予定です。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

当社および大和ハウス工業が平成27年2月6日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

### 株式交換契約書（写）

大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」という。）及び大和小田急建設株式会社（以下「大和小田急建設」という。）は、平成27年2月6日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本株式交換）

大和小田急建設は、本契約の規定に従い、大和ハウス工業を株式交換完全親会社、大和小田急建設を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、大和ハウス工業は、本株式交換により大和小田急建設の発行済株式（但し、大和ハウス工業が保有する大和小田急建設の株式を除く。）の全部を取得する。

#### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：大和ハウス工業株式会社

住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

(2) 株式交換完全子会社

商号：大和小田急建設株式会社

住所：東京都新宿区西新宿四丁目32番22号

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項）

1. 大和ハウス工業は、本株式交換に際して、本株式交換により大和ハウス工業が大和小田急建設の発行済株式（但し、大和ハウス工業が保有する大和小田急建設の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の株主名簿に記載又は記録された大和小田急建設の株主（但し、第7条に定める大和小田急建設の自己株式の消却が行われた後の株主であって、かつ、大和ハウス工業を除くものとする。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する大和小田急建設の普通株式に代わり、その保有する大和小田急建設の普通株式の合計数に0.40を乗じて得た数の大和ハウス工業の普通株式を交付する。
2. 大和ハウス工業は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する大和小田急建設の普通株式1株につき、大和ハウス工業の普通株式0.40株の割合をもって割り当てる。
3. 大和ハウス工業が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する大和ハウス工業の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理する。

### 第4条（大和ハウス工業の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する大和ハウス工業の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額 0円
- (2) 資本準備金の増加額 会社計算規則第39条に従い大和ハウス工業が別途定める額
- (3) 利益準備金の増加額 0円

### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年8月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、大和ハウス工業及び大和小田急建設は、協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第6条（株主総会の承認）

1. 大和ハウス工業は、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。但し、同法第796条第4項の規定により、本株式交換に関して大和ハウス工業の株主総会の承認を得ることが必要となった場合には、大和ハウス工業は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。



2. 大和小田急建設は、平成27年6月25日に定時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、大和ハウス工業及び大和小田急建設は、協議し合意の上、本項に定める手續を変更することができる。

### 第7条（自己株式の消却）

大和小田急建設は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、大和小田急建設が基準時において保有している全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって大和小田急建設が取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

### 第8条（会社財産の管理等）

大和ハウス工業及び大和小田急建設は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、本契約で別途定められているものを除き、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

### 第9条（剰余金の配当）

1. 大和ハウス工業及び大和小田急建設は、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
  - (1) 大和ハウス工業においては、普通株式1株につき35円
  - (2) 大和小田急建設においては、普通株式1株につき7円
2. 大和ハウス工業及び大和小田急建設は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

### 第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、大和ハウス工業又は大和小田急建設の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたときその他本契約の目的の達成が困難となったときは、大和ハウス工業及び大和小田急建設は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第11条（本契約の効力）

本契約は、①効力発生日の前日までに、大和ハウス工業若しくは大和小田急建設の株主総会の決議による本契約の承認（但し、大和ハウス工業については第6条第1項但書に定める大和ハウス工業の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）が得られなかったとき、②本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令に定められた関係官庁の承認が得られなかったとき、又は③前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

## 第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、大和ハウス工業及び大和小田急建設が協議し合意の上、これを定める。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年2月6日

大和ハウス工業：大和ハウス工業株式会社  
大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号  
代表取締役 大野 直竹

大和小田急建設：大和小田急建設株式会社  
東京都新宿区西新宿四丁目32番22号  
代表取締役 金久保 篤司



### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数または総額の相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	大和ハウス工業 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.40

##### (注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、大和ハウス工業の普通株式0.40株を割当て交付します。ただし、大和ハウス工業が保有する当社の普通株式7,168,000株(平成27年3月31日時点)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

##### (注2) 本株式交換により交付する大和ハウス工業の株数

本株式交換により交付される大和ハウス工業の普通株式の数：5,816,414株(予定)

大和ハウス工業は、本株式交換に際して、新たに大和ハウス工業の普通株式5,816,414株(予定)を発行し、本株式交換により、大和ハウス工業が当社の発行済株式の全部(ただし、大和ハウス工業が保有する当社の普通株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の当社の株主の皆さま(ただし、大和ハウス工業を除きます。)に対し、その保有する当社の普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数の大和ハウス工業の普通株式を割当て交付することを予定しております。それに伴い、大和ハウス工業の発行済株式総数は666,238,265株となる予定です。

当社は、本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時までには保有することとなる自己株式(平成27年3月31日現在：10,963株。本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。)の全部を基準時において消却することを予定しているため、実際に大和ハウス工業が交付する上記株式数は修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、大和ハウス工業の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなる当社の株主の皆さまにおかれましては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換効力発生日以降の日を基準日とする大和ハウス工業の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。大和ハウス工業の単元未満株式を所有することとなる株主の皆さまにおかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、大和ハウス工業の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、大和ハウス工業に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項および大和ハウス工業の定款の規定に基づき、大和ハウス工業の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式を大和ハウス工業から買い増すことを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、大和ハウス工業の普通株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなる当社の株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する数の大和ハウス工業の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主さまに交付いたします。

② 算定の基礎

当社および大和ハウス工業は、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率について、その公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個の算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、大和ハウス工業はSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)を、それぞれ算定機関として選定いたしました。

野村證券は、大和ハウス工業については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

市場株価平均法では、平成27年2月5日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値、平成27年1月30日から算定基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成27年1月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成26年11月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値および平成26年8月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、大和ハウス工業について、同社が作成した平成27年3月期から平成31年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しています。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社については、当社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法では、平成27年2月5日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値、平成27年1月30日から算定基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成27年1月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成26年11月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値および平成26年8月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて評価を行い、その結果を基に株式交換比率を算定いたしました。

DCF法では、当社について、同社が作成した平成27年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しています。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対する大和ハウス工業の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.31～0.36
類似会社比較法	0.33～0.45
D C F 法	0.31～0.47

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、当社および大和ハウス工業から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実で野村證券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、当社および大和ハウス工業ならびにその子会社・関連会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した当社および大和ハウス工業の財務見通しについては、当社および大和ハウス工業より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は平成27年2月5日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

他方、S M B C 日興証券は、大和ハウス工業については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため D C F 法を採用して算定を行いました。

市場株価法では、平成27年2月5日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、東京証券取引所市場第一部における平成27年1月6日から算定基準日までの1ヶ月間の終値単純平均値、平成26年11月6日から算定基準日までの3ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

D C F 法では、大和ハウス工業について、同社が作成した平成27年3月期から平成31年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を算定しています。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため D C F 法を採用して算定を行いました。

市場株価法では、平成27年2月5日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における平成27年1月6日から算定基準日までの1ヶ月間の終値単純平均値、平成26年11月6日から算定基準日までの3ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、当社について、同社が作成した平成27年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を算定しています。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対する大和ハウス工業の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.34～0.36
DCF法	0.22～0.44

SMBC日興証券は、株式交換比率の算定に際して、当社および大和ハウス工業から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMBC日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、当社および大和ハウス工業ならびにその子会社・関連会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した当社および大和ハウス工業の財務見通しについては、当社および大和ハウス工業より現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は平成27年2月5日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、SMBC日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

大和ハウス工業は、SMBC日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件および算定経緯等についての説明を受けることを通じて、SMBC日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

### ③ 算定の経緯

当社および大和ハウス工業は、両社が選定した第三者算定機関から受領した株式交換比率算定書および法務アドバイザーからの助言を参考に、かつ財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、慎重に協議・検討を重ねてまいりました。その結果、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は妥当なものであるとの判断に至り、平成27年2月6日開催された両社の取締役会にて本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結しました。

### ④ 算定機関との関係

当社の第三者算定機関である野村證券および大和ハウス工業の第三者算定機関であるSMB C日興証券は、いずれも両社から独立しており、両社の関連当事者には該当せず、重要な利害関係はありません。

## (2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社および大和ハウス工業は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社となる大和ハウス工業の普通株式を選択いたしました。

当社は、(i)大和ハウス工業の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場されており、引き続き流動性を有するため、取引機会が確保されること、(ii)当社株主が大和ハウス工業の株式を対価として受け取る場合には、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、大和ハウス工業の株式を本株式交換における対価として選択しました。

## (3) 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

### ① 公正性を担保するための措置

大和ハウス工業が当社の発行済株式総数の33.00%を保有し、同社を持分法適用関連会社としてしていることから、本株式交換に際して、当社および大和ハウス工業は、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置をとりました。

#### I. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社の株主の皆さまのために、当社および大和ハウス工業から独立した第三者算定機関である野村證券より、平成27年2月6日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は、上記(1)②「算定の基礎」をご参照ください。



なお、当社は、野村證券より、本株式交換の株式交換比率が当社の株主の皆さまにとって財務的見地から公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

他方、大和ハウス工業は、大和ハウス工業の株主の皆さまのために、当社および大和ハウス工業から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券より、平成27年2月6日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は、上記(1)②「算定の基礎」をご参照ください。

なお、大和ハウス工業は、SMB C日興証券より、本株式交換の株式交換比率が大和ハウス工業の株主の皆さまにとって財務的見地から公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

## II. 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、平成26年12月、中村・角田・松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

他方、大和ハウス工業は、本株式交換の法務アドバイザーとして、従前より助言を受けている森・濱田松本法律事務所より、本株式交換の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、中村・角田・松本法律事務所および森・濱田松本法律事務所は、いずれも当社および大和ハウス工業から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

### ② 利益相反を回避するための措置

大和ハウス工業が当社の発行済株式総数の33.00%を保有し、当社を持分法適用関連会社としていることから、平成27年2月6日開催の当社の取締役会では、当社の取締役のうち、大和ハウス工業の取締役を兼任している小川哲司氏を除く当社の全ての取締役の全員一致で、本株式交換に関する決議を行いました。また、上記の取締役会には、当社の監査役のうち、大和ハウス工業の常務執行役員を兼任している佐々木幹雄氏を除く当社の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、大和ハウス工業の取締役を兼任している小川哲司氏および大和ハウス工業の常務執行役員を兼任している佐々木幹雄氏は、本株式交換に関し利害が相反しまたは相反するおそれがあるため、いずれも、当社の取締役会における本株式交換に関する審議および決議に参加しておらず、当社の立場において本株式交換に関する大和ハウス工業との協議・交渉に参加していません。

- (4) 大和ハウス工業の資本金および準備金の額の相当性に関する事項  
本株式交換に際して増加する大和ハウス工業の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- ① 資本金の増加額 0円
- ② 資本準備金の増加額 会社計算規則第39条に従い大和ハウス工業が別途定める額
- ③ 利益準備金の増加額 0円

上記処理は、会社法計算規則およびその他公正な会計基準に基づくものであり、また、当社の資本政策にも合致する相当なものと考えております。

#### 4. 交換対価について参考となるべき事項

##### (1) 大和ハウス工業の定款の定め

大和ハウス工業の定款の定めについては、法令および当社定款第14条に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.daiwaodakyu.co.jp/index.html>) に掲載しております。

##### (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

###### ① 交換対価を取引する市場

大和ハウス工業の普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

###### ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

大和ハウス工業の普通株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社）にて取引の媒介、取次ぎ等を行っております。

###### ③ 交換対価の譲渡その他の処分には制限があるときは、その内容 該当事項はありません。

##### (3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換の公表日（平成27年2月6日）の前営業日の東京証券取引所市場第一部における大和ハウス工業の普通株式の終値は、2,160.0円です。

なお、東京証券取引所市場第一部における大和ハウス工業の普通株式の最新の市場価格等については、株式会社日本取引所グループのウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) 等にてご覧いただけます。



(4) 大和ハウス工業の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

大和ハウス工業は、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性の相当性に関する事項  
該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 大和ハウス工業の最終事業年度（平成27年3月期）に係る計算書類等の内容

大和ハウス工業の平成27年3月期に係る計算書類等については、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.daiwaodakyu.co.jp/index.html>）に掲載しております。

(2) 大和ハウス工業についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
該当事項はありません。

(3) 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
該当事項はありません。

以 上

## 第2号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

第77期の期末配当につきましては、当事業年度の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は151,963,259円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 増加する剰余金の項目とその金額

別途積立金	800,000,000円
-------	--------------

#### (2) 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	800,000,000円
---------	--------------

### 第3号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かなくぼあつし 金久保篤司 (昭和27年9月30日)	昭和51年4月 大和ハウス工業㈱入社 平成12年7月 同集合住宅事業本部事業推進部部长 平成14年4月 同社長室経営戦略部集合住宅事業グループ部長 平成16年4月 同営業本部集合住宅事業推進部部长 平成18年4月 大和リビング㈱代表取締役社長 平成18年4月 大和エステート㈱代表取締役社長 平成23年4月 当社専務執行役員建築事業本部長 平成23年6月 当社取締役専務執行役員建築事業本部長 平成24年4月 当社代表取締役社長兼建築本部長 平成26年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	38,100株
2	いわさきまこと 岩佐誠 (昭和26年1月15日)	昭和48年4月 小田急電鉄㈱入社 平成12年6月 当社土木本部軌道部長 平成14年7月 小田急電鉄㈱工務部長 平成17年6月 同執行役員工務部長 平成20年6月 小田急設備㈱(現㈱小田急エンジニアリング)代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役専務執行役員鉄道事業本部長 平成26年6月 当社取締役副社長鉄道事業担当 現在に至る	13,900株
3	ふじけんいちろう 藤謙一郎 (昭和27年11月20日)	昭和51年4月 大和施設㈱入社 昭和53年11月 大和ハウス工業㈱入社 平成17年4月 同札幌支店管理部部长 平成18年4月 同東京支社経理部部长 平成20年4月 当社管理本部部长 平成20年6月 当社取締役管理本部副部长兼管理本部経理部部长 平成21年4月 当社取締役管理本部部长兼管理本部経理部部长 平成22年4月 当社取締役経営管理本部部长 平成23年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部部长 平成24年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部部长兼東北支店担当 平成26年4月 当社取締役専務執行役員経営管理本部部长 現在に至る	17,900株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	やす い まさ はる 安 井 正 春 (昭和29年4月12日)	昭和55年6月 大和ハウス工業(株)入社 平成15年4月 同富山支店長 平成20年4月 当社建築事業本部部長 平成20年6月 当社取締役建設事業本部副本部長兼東日本担当兼鉄道事業本部副本部長 平成20年12月 当社取締役建設事業本部副本部長兼建設事業本部建築第一営業部長兼東日本担当兼沖縄営業所担当兼鉄道事業本部副本部長 平成21年4月 当社取締役建設事業本部副本部長兼建設事業本部建築第一営業部長兼建設企画部担当兼東日本担当兼沖縄営業所担当 平成21年6月 当社取締役建設事業本部副本部長兼建設事業本部建築第一営業部長兼建設事業本部建築第二営業部長兼建設企画部担当兼東日本担当兼沖縄営業所担当 平成22年4月 当社取締役事業統括本部営業統括部長兼事業統括本部開発不動産部長 平成23年4月 当社取締役執行役員建築事業本部副本部長兼建築事業本部営業担当 平成24年4月 当社取締役執行役員建築本部副本部長兼営業担当 平成25年4月 当社取締役常務執行役員建築本部副本部長兼建築本部開発事業部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員開発事業部長兼東北支店担当 現在に至る	25,200株
5	たか はし とし あき 高 橋 年 秋 (昭和25年11月8日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年6月 当社土木本部土木工事部長 平成14年6月 当社土木本部副本部長兼土木本部土木統括部長 平成15年6月 当社執行役員土木本部副本部長兼土木本部土木統括部長 平成17年6月 当社執行役員技術部長 平成18年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業本部営業統括部長 平成19年4月 当社執行役員建築事業本部副本部長兼建築事業本部建築統括部長 平成19年6月 当社取締役名古屋支店長 平成22年4月 当社取締役鉄道事業部長 平成23年4月 当社取締役執行役員鉄道事業本部長 平成23年6月 当社取締役執行役員鉄道事業本部副本部長 平成24年4月 当社取締役執行役員土木本部長兼鉄道事業本部副本部長兼名古屋支店担当 平成25年4月 当社取締役常務執行役員土木本部長兼鉄道事業本部副本部長兼名古屋支店担当 平成26年4月 当社取締役常務執行役員全社土木担当 平成27年4月 当社取締役常務執行役員全社土木担当兼土木事業部長 現在に至る	12,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	いわ 井 茂 (昭和26年4月11日)	昭和50年4月 大和ハウス工業(株)入社 平成18年10月 同東京支社建築事業部第二営業部部长 平成22年4月 当社大阪支店長 平成22年6月 当社取締役大阪支店長 平成23年4月 当社取締役執行役員大阪支店長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員大阪支店長兼名古屋支店担当 現在に至る	11,600株
7	すず 木 やす お夫 (昭和30年5月28日)	昭和53年4月 当社入社 平成18年6月 当社建築本部建築工事部部长 平成21年4月 当社横浜支店副支店長 平成22年4月 当社横浜支店長 平成23年4月 当社執行役員横浜支店長 平成24年4月 当社執行役員建築本部副本部長兼建築本部建築事業部部长兼横浜支店担当 平成24年6月 当社取締役執行役員建築本部副本部長兼建築本部建築事業部部长兼横浜支店担当 平成26年4月 当社取締役執行役員建築事業部部长兼横浜支店担当 現在に至る	9,600株
8	か とう つぎ お雄 加 藤 次 (昭和27年5月3日)	昭和54年5月 大和ハウス工業(株)入社 平成18年4月 同技術本部設計施工推進部部长 平成24年4月 同流通店舗事業推進部設計施工推進部部长 平成25年4月 当社執行役員技術部部长 平成26年6月 当社取締役執行役員技術部部长 現在に至る	1,900株
9	いし ばし とし あき明 石 橋 俊 (昭和30年9月1日)	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 当社営業本部設計部長 平成19年4月 当社鉄道事業本部設計・積算部長 平成21年4月 当社鉄道事業本部副本部長 平成22年4月 当社事業統括本部副本部長 平成23年4月 当社鉄道事業本部副本部長 平成24年4月 当社執行役員鉄道事業本部副本部長兼全社設計担当 平成25年4月 当社執行役員鉄道事業本部副本部長兼鉄道事業本部営業第一部長兼全社設計担当 平成26年4月 当社執行役員鉄道事業本部副本部長 平成26年6月 当社取締役執行役員鉄道事業部部长 現在に至る	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
10	小川哲司 (昭和16年9月30日)	昭和39年4月 大和ハウス工業(株)入社 昭和63年5月 同東京支社経理部長 平成11年4月 同監査室部長 平成11年6月 同常勤監査役 平成12年6月 同常務取締役 平成14年4月 同専務取締役 平成16年4月 同代表取締役副社長 現在に至る 平成19年4月 同経営管理本部長 平成23年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成27年4月 大和ハウス工業(株)経営管理本部管掌 現在に至る (重要な兼職の状況) 大和ハウス工業(株)代表取締役副社長	0株
11 (※)	後藤克彦 (昭和18年10月30日)	昭和42年4月 (株)ナショナル宣伝研究所入所 昭和53年11月 (株)マーケティング・オペレーション・センター (現(株)日経リサーチ) 代表取締役 昭和58年3月 (株)日経リサーチ代表取締役専務 平成8年3月 同代表取締役副社長 平成11年3月 同代表取締役社長 平成16年3月 同代表取締役会長 平成17年4月 立教大学大学院客員教授 平成18年3月 (株)日経リサーチ特別顧問 平成20年3月 同客員 現在に至る 平成23年3月 (株)フィスコ社外取締役 現在に至る 平成23年6月 当社社外監査役 現在に至る 平成24年4月 学校法人環境造形学園 I C S カレッジオブアーツ常務理事・学長 平成26年4月 同常務理事 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)フィスコ社外取締役	0株

- (注) 1. 取締役候補者の小川哲司氏が代表取締役を兼ねている大和ハウス工業株式会社は、当社との間で工事の請負等の取引を行っております。また同社は、当社の事業の部類に属する取引を行っております。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者の小川哲司氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由として、同氏は大和ハウス工業株式会社において経営者としての長年の経験を有しており、また大和ハウスグループ内の当社の位置づけ、役割を確認するとともに、当社の持続的成長に向け経営のさらなる透明性・客観性を向上させ、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に資することを期待しております。
- (2) 小川哲司氏は、現在、当社社外取締役であり、当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって4年になります。
4. 取締役候補者の後藤克彦氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由として、同氏は長年にわたる経営者としての豊富な経験に基づき、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えており、独立した立場から社外取締役として経営の監視や監督をすることにより、適切な助言が期待できるため、選任をお願いするものであります。
- (2) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
- (3) 後藤克彦氏は、現在、当社社外監査役であり、当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって4年になります。
5. ※印は、新任の取締役候補者を示しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



**会場**：東京都新宿区西新宿2丁目7番2号

ハイアットリージェンシー東京 地下1階『白鳳』

電話 03(3348)1234

**交通**：JR線・小田急線・京王線 新宿駅西口より徒歩約12分

都営地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口C4連絡通路経由で徒歩3分

東京メトロ丸の内線西新宿駅より徒歩約7分

(お願い)駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。